

令和6年度標茶町認定こども園・保育園・保育所 入園のご案内



- 令和6年度認定こども園等の入園申込み期間
令和6年1月4日(木)～1月22日(月)まで
- 申込書提出先
 - ・標茶町役場保健福祉課児童福祉係(役場1階⑤番窓口)
 - ・現在保育園等を利用されている場合は利用園

標茶町保健福祉課児童福祉係

〒088-2312 標茶町川上4丁目2番地 電話 015-485-2111

1 保育施設について

・認定こども園とは、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育・保育を一体的に行う児童福祉施設で、保護者の就労など保育の必要性の認定区分によらず利用が可能(0～2歳児は保育の必要性に該当することが必要)であるほか、地域における子育ての支援を行う役割も担っています。

・保育園とは、保護者の就労や病気、家族の看護等で家庭において保育ができない児童を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当することが認められる場合に入園ができるものです。

2 町内の認定こども園・保育園・保育所について

町内には2つの認定こども園、3つの常設保育園、2つのへき地保育所があります。

基本的にはどの園にも申込ができますが、入所者数の状況によっては、入所をお待ちいただく場合や調整をお願いすることもあります。

園名	所在地	定員	電話番号
みどり認定こども園 (認定こども園保育所型)	標茶町常盤9丁目13番地	70人	485-2559
さくら認定こども園 (認定こども園保育所型)	標茶町桜5丁目1番地	80人	485-2426
すみれ保育園 (常設保育園)	標茶町字熊牛原野15線西2番地6	30人	486-2222
ひまわり保育園 (常設保育園)	標茶町字虹別原野67線105番地1	45人	488-2352
たんぼぼ保育園 (常設保育園)	標茶町字中チャンベツ原野基線36番地15	30人	488-6255
ひしのみ保育園 (へき地保育所)	標茶町字塘路31番地5	30人	487-2133

沼幌へき地保育所 (へき地保育所)	標茶町字ヌマオロ原野60番地10	30人	488-4459
----------------------	------------------	-----	----------

※定員については、令和6年4月1日時点となっています。

3 認定こども園と常設保育園とへき地保育所の大きな違い

認定こども園と常設保育園とへき地保育所の大きな違いは次のとおりです。

この他、詳細については直接お問い合わせください。

	開所時間	給食	保育可能な年齢
認定こども園 (みどり・さくら)	7:00~18:00 (利用できる保育時間は3ページに詳しく記載しています)	○	1歳から (みどり認定こども園は 0歳から)
常設保育園 (すみれ・ひまわり・たんぽぽ)	7:00~18:00 (利用できる保育時間は3ページに詳しく記載しています)	○	1歳から
へき地保育所 (ひしのみ保育園)	7:00~17:00 (7:00~8:30は早朝保育)	×	1歳から
へき地保育所 (沼幌保育所)	8:30~16:30		2歳から

令和3年4月から、へき地保育所の副食提供(3歳児クラス以上)を実施しています。

4 認定こども園、保育園入園の要件

(1) 保育を希望する場合

認定こども園、保育園において保育を希望する場合、保護者が次の保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。

① 就労	就労のため保育ができない場合 ・就労している期間
② 妊娠・出産	母親が出産前後である場合 ・出産予定日前の2カ月及び出産後2カ月目の月末まで
③ 保護者の疾病・障がい	病気または心身の障がいにより、保育ができないと認められる場合 ・療養の必要がなくなるまで
④ 家族の介護・看護等	病気や心身に障がいのある家族を常時介護又は看護している場合 ・介護の必要がなくなるまで
⑤ 災害復旧	災害復旧の状態にあり保育ができない場合 ・災害復旧が終了するまで
⑥ 求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合 ・原則、事由の有効期限は雇用保険制度の給付に基づく90日
⑦ 就学	就学・技能習得のため保育ができない場合 ・最終通学日及び技能習得日の月末まで

⑧ 保護	虐待やDVのおそれがある場合 ・危険性がなくなるまで
⑨ 育児休業	保育園を利用している園児の保護者が育児休業を取得するにあたり、その園児が引き続き保育園を利用することが必要であると認められる場合
⑩ その他	その他特別な事情により家庭で保育できない場合継続

(2) 教育を希望する場合(保育の事由に該当しない場合)

令和6年4月1日で満3歳以上の児童は1号認定(教育認定)になります。

(3) 教育、保育の必要性の認定

認定こども園、保育園等を利用する場合は、教育、または保育の必要性に応じた「支給認定」を受けます。なお、保育の必要性の状況に変更が生じた場合は、改めて申請いただき、新たに支給認定を決定することが必要です。

認定の区分		利用先
1号認定	3歳以上で、教育を希望する場合	さくら認定こども園のみ
2号認定	満3歳以上で(1)に該当し、保育を希望する場合	認定こども園、保育園 へき地保育所
3号認定	満3歳未満で(1)に該当し、保育を希望する場合	認定こども園、保育園 へき地保育所

(4) 教育、保育の必要量の区分

1号認定(教育認定)は、「教育標準時間」に区分され、2号認定3号認定(保育認定)は、就労時間等保育を必要とする時間によって「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

区分	就 労 基 準	利用できる保育範囲	土曜利用
教育標準時間	なし	5時間(8:30~13:30)	×
保育標準時間	就労時間が月平均120時間以上	11時間(7:00~18:00)	○
保育短時間	就労時間が月平均64時間以上120時間未満 または、就労以外の事由による入園の場合	9時間30分(8:00~17:30) 7:00~8:00 は早朝保育 17:30~18:00 は延長保育	○

・教育標準時間には、長期休業(夏休み、冬休み、春休み)があります。

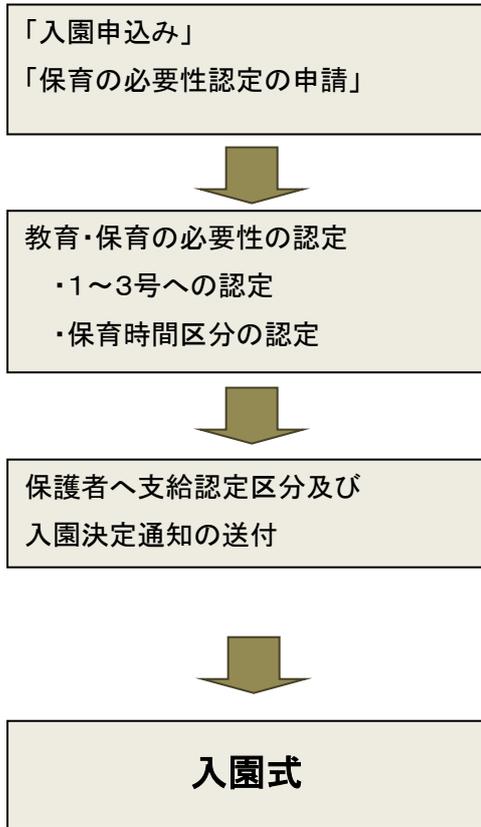
・へき地保育所の保育時間は、これまでと変更ありません。

(5) 入園児童の選考(2号認定3号認定(保育認定)のみ)

認定こども園、保育園は、保育の必要な児童を保育することが目的です。したがって、入園の選考は必要に応じて家庭の事情をお聞きするなど調査のうえ、保育の必要性の高い児童から入園決定いたします。

5 申し込みから入園までの流れ

(1) 令和6年4月から入園の場合



○受付期間

令和6年1月4日～1月22日

○提出書類→6 入園に必要な書類

次項を参照してください

○教育の認定若しくは保育の必要性の認定

○町より教育の認定若しくは、保育の必要性の「支給認定区分」を記載した「入園決定通知書」を入園までに送付します。

※入園保留(待機)の場合は「保留通知書」を送付します。

○令和6年4月

日程等は対象者に園より別途ご案内します。

(2) 年度途中から入園の場合

- ・申込は入所希望月の前月5日(休日の場合は翌開庁日)まで受付しています。
- ・認定こども園等の空き状況を確認する場合は、標茶町役場ホームページでご確認ください。
- ・申込み受付期間

入所希望月	受付期間・受付締切日	
4月入所	1月 4日(水) ~	1月22日(月)
5月入所	1月 4日(水) ~	1月22日(月)
6月入所	4月 1日(月) ~	5月 7日(火)
7月入所	5月 8日(水) ~	6月 5日(水)
8月入所	6月 6日(木) ~	7月 5日(金)
9月入所	7月 8日(月) ~	8月 5日(月)
10月入所	8月 6日(火) ~	9月 5日(木)
11月入所	9月 6日(金) ~	10月 7日(月)
12月入所	10月 8日(火) ~	11月 5日(火)
令和7年1月入所	11月 6日(水) ~	12月 5日(木)
2月入所	12月 6日(金) ~	令和7年 1月 6日(月)
3月入所	令和7年 1月 7日(火) ~	令和7年 1月20日(月)



6 認定こども園、保育園等入園に必要な書類

(1) 入所申込書(教育・保育認定申請書)

教育・保育を申請する児童1人につき1枚提出してください。

(2) 保育を必要とする状況を証明する書類(保育を希望する場合)

- ・保育を必要とする事由について、それぞれあてはまる提出書類を提出してください。
- ・兄弟姉妹など複数の児童について合わせて申し込む場合、提出書類は1人分のみ提出してください。

保育を必要とする事由	提出書類
①就労	<input type="checkbox"/> 就労証明書 主に保育をする保護の者の方について、勤務先で証明を受けてください。 <input type="checkbox"/> 就労状況(予定)申告書 自営業の方や経営者が親族の方は、仕事内容や実績(収入状況)のわかるものが必要。
②妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 新生児の母子手帳のコピー 出産予定日欄のコピーを提出してください。
③保護者の疾病・障がい	<input type="checkbox"/> 医療機関の診断書(保育が困難な状態がわかるもの) <input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳等のコピー(氏名と障がいの程度がわかるもの)
④家族の介護・看護等	<input type="checkbox"/> 医療機関の診断書(保育が困難な状態がわかるもの) <input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳等のコピー(氏名と障がいの程度がわかるもの)
⑤災害復旧	<input type="checkbox"/> 罹災証明書等
⑥求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動申立書(求職活動の証明がなされているもの)
⑦就学	<input type="checkbox"/> 学生証又は在学証明書のコピー
⑧保護	<input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力の被害者に係る証明書等 詳しくはご相談ください
⑨育児休業	<input type="checkbox"/> 就労証明書(育児休業の証明)等 詳しくはご相談ください
⑩その他	<input type="checkbox"/> ご相談ください

(3) 住民税課税証明書または住民税課税額決定通知書の写し

令和5年1月2日以降に、標茶町外から転入された方は、提出していただく必要があります。

(ア) **8 保育料(2)** を参照してください。

7 入園期間

(1) 認定こども園、常設保育園の入園期間は、最長で児童が満1歳(みどり認定こども園については0歳)から小学校に入学する年の3月末日までの期間で、保護者が希望する期間までとなります。

(2) へき地保育所の入園期間は、最長で児童が満2歳(ひしのみ保育園については1歳から可)から小学校に入学する年の3月末日までの期間で、保護者が希望する期間までとなります。

(3) 保育を必要とする事由により入園期間が限定されている場合の申込は、その限定された期間となります。

8 保育料について

(1) 国などによる保育料無償化(3歳児以上)と合わせ、町独自政策により町民の方は0~2歳児の保育料も無料となります。

(2) 保育料の算定

国の保育料無償化等に伴う各種調査などのため、住民税の課税状況を確認する必要があります。

そのため、次にあてはまる方については前住所地等から証明書等を取得し提出してください。

令和5年1月1日現在に標茶町に住民票がない方は、令和5年1月1日に住民票があった市区町村で令和5年度住民税課税証明書を取得し提出するか、令和5年度住民税課税額決定通知書の写しを提出してください。

また、令和6年1月1日現在に標茶町に住民票がない方は、令和6年7月上旬までに令和6年1月1日に住民票があった市区町村で令和6年度住民税課税証明書を取得し提出するか、令和6年度住民税課税額決定通知書の写しを提出してください。

9 その他

次の場合は必ず届け出をしてください。

- ・申込を辞退する場合
- ・家族の状況や住所、勤務先に変更があった場合
- ・勤務時間の大幅な変更があった場合
- ・保育を必要とする事由に変更があった場合
- ・病気等で保育園を長期に欠席する場合
- ・退園する場合
- ・提出した就労証明書の雇用期間の有効期限終了後も継続入園する場合
- ・離職後も求職活動により、継続入園する場合

